

氏名	新垣 夢乃			
学位の種類	博士(学術)			
学位記番号	博甲第199号			
学位授与の日付	2015年3月31日			
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当			
学位論文の題目	地域社会の漁場利用における個人的技能と社会的制度 ータコ漁をめぐる個人の「自由」と個人間の「平等」の関係にかんする研究ー			
論文審査委員	主査	神奈川大学 教授	小 熊	誠
	副査	神奈川大学 教授	昆	政 明
	副査	神奈川大学 教授	安 室	知
	副査	東京大学 教授	菅	豊

【論文内容の要旨】

本論文は、日本各地の地域社会で行われてきたタコ漁を事例として、漁場利用における個人間の「平等」と個人の「自由」がいかなるバランスで存在してきたのか、フィールドワークと地域の歴史文書にもとづく資料からタコのもつ各地域の社会・経済的価値の違いを考慮に入れつつ、持続可能な資源利用のあり方について考察した。

本論文の構成は、以下のとおりである。

第1章 研究目的と視点

第1節 はじめに

第2節 なぜ共有された領域や資源をめぐる利用の仕組みが研究対象となってきたのか

第3節 コモンズ研究のおおまかな方向性と調査手法

第4節 「自由」と「平等」と「持続可能な環境利用」を結ぶ視点の設定

第5節 タコを対象とした漁撈活動についての概要

第2章 瀬戸内海A村落におけるタコツボ漁

第1節 問題の所在と章の目的

第2節 瀬戸内海A村落の概況

第3節 近代における瀬戸内海A村落のタコツボ漁

第4節 現代における瀬戸内海A村落のタコツボ漁

第5節 考察

第3章 山形県酒田市飛島字法木のタコツキ漁

第1節 問題の所在と章の目的

第2節 法木の概況

第3節 近世における法木村のタコツキ漁

第4節 近代における法木のタコツキ漁

第5節 現代における法木のタコツキ漁

第6節 考察

第4章 新潟県佐渡市字柳沢のウスリ漁

第1節 問題の所在と章の目的

第2節 柳沢とその周辺地域の概況

第3節 近世における柳沢とその周辺地域でのタコ漁

第4節 近代における柳沢とその周辺地域でのタコ漁

第5節 現代における柳沢とその周辺地域でのウスリ漁

第6節 考察

第5章 沖縄県うるま市字比嘉のタクトゥー漁

第1節 問題の所在と章の目的

第2節 比嘉の概況

第3節 近世における比嘉のタコ漁

第4節 近代における比嘉のタクトゥー漁

第5節 現代における比嘉のタクトゥー漁

第6節 考察

第6章 考察

第1節 各章のまとめ

第2節 各地域社会におけるタコの経済的価値の差と漁場利用の差

第3節 重なり合う「自由」と「平等」

第4節 展望にかえて

第1章では、日本の地域社会に歴史的に存在してきた、海や山といった共有された資源をめぐる利用はどのように評価されてきたのかを、入会林野に関する研究史から整理した。そこでは、地域社会における共的関係の多様な面と、それをどこからみるかという立場によってズレが生じていることを指摘した。この両者のズレを整理するために、地域社会においてタコ漁を行う個人の技能や地域と社会制度がどのような関係にあることを重視した。そして、この個人の技能や知識が、いかに地域社会の内部で共有化されていくのか、あるいは共有化されないのかに注目した。それに注目することは、それぞれに異なる地域社会の資源利用の仕組みのなかで、諸個人はどの程度「平等」であるのか、また個人はどの程度「自由」なのかを問うことにもつながる。それによって各地域社会のタコにかかわる資源利用の仕組みに注目することで、地域社会ごとに異なる形であらわれる人間の「平等」と個人の「自由」のバランスのあり方を見出すことを本論文の目的とした。それによって、従来の先行研究にあった地域社会の多様性により生じたズレを、地域社会の多様性を多様なままに捉え、そこにあるバランスを見出すことで克服する試みを考察した。

第2章は、タコ漁が村落の主要な産業となっている瀬戸内海A村落の事例を取り上げた。A村落のタコツボ漁は、地域社会におけるさまざまな社会的制度に支えられている。例えば、毎年タコツボ漁を行う漁場がクジによって分配されることなどの制度がある。その一方で、タコツボ漁を行うための個人的技能も、この地域のタコツボ漁を理解する上で重要である。さらに、A村落ではタコの生息する漁場全体が、技術の未熟な者の漁場と技能の優れた者の漁場とに区分されている。A村における網代のクジによる分配は、漁場利用に関して各成員間の条件の平等を目指して機能している。他方、技能階梯的な漁場の区別は、農業を兼業しながらタコツボ漁を行う人々の一種の弱者救済的な側面をもつ。A村におけるタコツボ漁は技術の難易度が設定されていることによって、地域社会の全成員がそれに参入することを防ぎ、結果として漁場の資源を保護する機能ももっている。個人的技能の側面からみると、技能の向上に伴って上級の漁場に参画できるだけでなく、それは個人的技能の成長に誇りと榮譽という価値観が付与されている。このようにA村では、高い技能を獲

得して自由な漁場利用を行えるようになった個人によって支えられており、タコツボ漁の漁場利用においては「自由」と「平等」が対立的にはなく重なり合いながら営まれている点を分析した。

第3章では、近世以降、タコアナとよばれるタコ漁場が村落内の一部の家によって占有されてきた山形県酒田市飛島の事例を取り上げた。飛島のタコ漁においては、近世からその漁場であるタコアナが村の一部の家によって占有されてきた歴史をもつ。占有されたタコアナは、近代においても漁業圏として公認された漁場利用の仕組みとして機能してきた。戦後の民主化においても、タコアナの占有は慣習的に残り続けた。しかし、1980年代頃から、タコアナを利用したタコツキ漁が行われる海域より深い海域で、タコカゴ漁という新しい漁が始まると、タコを取り過ぎてタコ資源が減少する状況に至った。飛島のタコ漁場利用において、現在はすべての人が「自由」と「平等」を獲得することができたが、資源の持続可能な利用が不可能な状況になっている。そこで、漁場利用の「伝統」を有してきた人々とそれをもたなかった人々との間で、それぞれの立場からタコ漁場利用をめぐる新たな「自由」と「平等」のバランスのあり方が模索されている点を指摘した。

第4章では、飛島と同様に近代までタコ漁場が村落内の一部の家によって占有され、それが近代になって共有化がなされた新潟県佐渡市柳沢の事例を取り上げた。柳沢においては、近世から近代にかけてタコ漁場が村落内の特定の家によって占有されてきた歴史が存在する。柳沢では、このタコ漁場の占有に対して明治10年代から反発する動きがおこり、明治30年代にはタコ漁場の占有は廃止されて、タコ漁場が村落の人々に対して開放された。タコ漁場を開放することで、柳沢の人々はタコ漁場を個人的な技能によって利用するという自由をすべての人に保障するという平等な自由を実現しようとし、それを実現した。一方では、タコ漁により得られた利益の一部を村落が徴収し、それを再分配する利益の均等化をめざすという平等な仕組みも同時に作られた。しかし、1950年代には、かつてタコ漁場を占有してきた家の人々はタコ漁を行わなくなっていく。そのことは、柳沢のタコ漁において個人的技能とタコやタコ漁場と人々のかかわりが次第に減少したということもできる。このかかわりの減少のために、近年おこっている、大規模な底引き網漁やタコカゴ漁などによってタコが水深の深い沖合で獲られ、柳沢周辺海域に産卵と繁殖活動のために移動してくるタコの減少という事象が生じている。タコ漁場の開放は、結果的にはタコ漁場と柳沢の人々のかかわりを減少させ、タコ資源の減少という現状を引き起こしたが、それを問題としては認識してはいても実際の問題として指摘する声や団結を生み出せない現状を作ってしまったと結論した。

第5章では、タコ漁場が世代を超えて継承されないという特徴をもつ男性たちのタコ漁とタコ漁場を共有して利用してきた女性たちが併存する、沖縄県うるま市比嘉の事例を取り上げた。比嘉においては、タクトゥー（タコ獲りの意）とよばれる漁が行われてきた。このタクトゥー漁は、タクヌヤー（タコの家の意）とよばれる海底の穴や窪みに潜むタコを対象として行われる。この比嘉では、男性も女性もタクトゥー漁を行ってきた。その両者は、男性は舟を用いることがあるという点を除けば、同じ道具を使用し同じ漁法によって漁を行ってきた。だが、比嘉の男性と女性とでは、その漁場の利用の仕組みは大きく異なっている。比嘉の女性たちのタクトゥー漁における漁場利用には、各人が持つタクヌヤーの位置情報を共有する仕組みが存在する。だが、男性たちのタクトゥー漁には、そのような仕組みは一切存在しない。沖縄の漁撈活動において漁獲物はもちろんのこと、漁を行う個人の技能も他者とほとんど共有されないような漁場利用の仕組みも存在する。そこに、比嘉の女性たちの漁場を共有する仕組みが並立して存在する。これは言い換えれば比嘉のタクトゥー漁からは、男性たち各個人の技能や漁場利用が規制されない自由と誰もが同じ条件から漁を行うという平等、女性たちの漁場の共有化という平等が存在している。これを家庭の側面から見ると、金銭収入のためのタクトゥー漁を男性が、自分たちで食べるためのタクトゥー漁を女性が行う形で分業化がなされていた。言い換えれば、家庭においては、自由な漁場利用で個人の努力や経験にもとづく個人的技能によって漁を行う男性の「自由」と、平等な漁場利用で共有された個人的技能によって漁を行う女性の「平

等」という異なる性質が対となって共存していたことを調査資料から分析した。

終章である第6章では、本論で取り上げたそれぞれの地域社会におけるタコ漁の事例から個人間の「平等」と個人の「自由」のバランスのあり方を見出そうと試みた。考察の一つの視点は、各地域社会におけるタコの経済的価値の差と漁場利用の差であった。それぞれの地域と時代によって、タコがもつ主産業的価値あるいは自家消費的価値によって漁場利用の仕組みが異なっており、タコのもつ経済的価値や社会的価値の高さが、タコ漁場利用の仕組みを共有化する要素となる点を指摘した。もう一つの考察の視点は、地域社会における漁撈活動に代表される資源利用の「平等」と「自由」の関係である。従来の研究では、獲られた漁撈物を均等に分配するという行為の平等性が研究されてきた。しかし、このような外的資源の平等性だけに注目することなく、それを資源として獲得した個人の技能の供出という内的資源をも視野に入れて「平等」化が図られる仕組みを分析する重要性を指摘した。この視点で、それぞれに地域における漁場利用の仕組みを分析することによって、漁場の分配の「平等」と個人のタコ漁獲行為の「自由」が別個ではなく、重なり合いながら機能していることを結論した。

本論文では、限られた海域、時には海底にあるたった1つの穴という小さな場を通して人々が生きる「日常世界」をみてきた。それは、地域社会における資源利用において「平等」化が図られる場面とその持続可能性について、フィールドワークを基礎として考察することであった。しかし、「持続可能な資源利用」についてフィールドから捉える点が不足していた点と、社会の中から個人を捉えるだけでなく、聞き書きを通して個人の中に映る社会を捉える方法を取り入れることによって持続可能な資源利用や「自由」と「平等」のバランスの分析を深めて行くことを今後の展望とした。

【論文審査の結果の要旨】

全体的な講評として、入念な調査資料の収集とそれを理論的に分析しようとした点は評価される。まず、4つの調査地域において、フィールドワークを中心としながら、その地域における近世と近代そして現代における文書を活用して、漁場利用の歴史的展開を分析するだけでなく、タコ漁技術の歴史展開もそれに重ねることによって、限られた漁場の利用の仕組みとタコ漁における漁撈活動を組み合わせて考察し、各地域の特徴をその歴史と民俗を踏まえて明確に提示することができた。その理論的分析の枠組みとして、漁場利用と漁撈活動の「自由」と「平等」という視点を取り上げた。地域社会における共有の領域や資源を対象とした従来の研究において、入会地に関する中田薫から始まる法社会学や川島武宣を中心とする社会学の近代化と地域社会の共有地に関する先行研究を整理し、さらにその展開としての玉野井芳郎や多辺田政弘あるいは秋道智彌や菅豊などの海や川の利用に関するコモンズ概念を取り上げ、漁撈活動を通して個人の「自由」と地域社会における個人間の「平等」のあり方を研究視点とすることは、博士論文の基礎としての目的と方法を理論的に明確に表した点で評価された。しかしながら、入会権及びコモンズに関する先行研究を整理しながらも、最終的にその整理が結論に直接結びつかない点は、論文としての一貫性の観点から相応しくないという批判も出された。

第3章の山形県酒田市飛島の事例を述べるにあたって、コモンズのあり方を注目する際に、総有を法学的意味としてではなく、前近代的総有の観念が近代的所有観や近代的所有法が社会に浸透していく中で、それがどのように変化したかという歴史的なアプローチの重要性を述べている。漁場利用における近年の研究は、フィールドワークだけでなく歴史資料に基づいた分析を活用することによって、より長い歴史のなかで現代をどのように位置づけるかという視点が重要であり、この研

究視点はこの章に限らず、本論全体に係る部分で述べるべきであったと指摘された。

漁場利用の具体的な形態を分析する中で、本論文では漁場利用と個人の技術に関して「自由」と「平等」の概念を用いて分析しようと試みており、その両者が重なり合うバランスを指摘している。しかし、その分析方法としては自由と不自由、平等と不平等という4つのマトリクスによって表現することもできるわけで、果たして「重なり合う」という関係を導き出すことが方法論として妥当かどうかはさらなる検討が必要であろう。また、この問題に関しては、「公正」という概念が欠けており、社会の人々がこのような漁場利用の方法を承認できるかどうかという視点も必要になると考えられる。

漁場利用の分析を、本論文では社会と個人の間関係性で概念化しようとしているが、その中間項として家がある。漁場を利用して集落が維持されるが、それは個人で利用するだけではなく、その経済的行為によって家が維持されることになる。したがって、限られた資源をどのように分配するのかという視点によって、家がどのように維持されるかという視点も考えられるべきだという指摘があった。さらに、タコ漁に関しての「自由」と「平等」についてはこのように分析できるだろうが、アワビやコンブという別の魚介類を対象にした場合、また別の漁場利用の仕組みがあり、今後このような視点での研究の展開が考えられる。

以上、理論的にはまだ不十分な点も指摘できるが、タコの領域あるいはタコアナという限られたごく小さな場を対象に、地域の人々の日常生活についてフィールドワークを通して、詳細にかつ海域利用の深い部分にまで調査の目を行き渡らせたうえで、海域利用と漁撈技術の地域によるあり方を「自由」と「平等」という概念で分析した点は、博士論文として高く評価できる。

以上の審査結果に基づき、本論文は、研究テーマおよび研究方法の妥当性、論の構成と結論の正統性など博士論文として高い学術レベルにある点において、口頭試問を通して審査員一同の意見が一致した。その結果に基づき、本論文は、歴史民俗資料学研究科の学位請求を十分に満たす内容をもつ論考であり、新垣夢乃氏に博士（学術）の学位を授与する事が適当であると認める。